

生食発 0322 第 2 号
平成 29 年 3 月 22 日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長
(公印省略)

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（平成 29 年厚生労働省告示第 78 号）が本日公布され、これにより食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）の一部が改正されたところですが、改正の概要等は下記のとおりですので、その運用に遺憾のないよう配慮願います。

また、当該改正の概要等につき、関係者への周知方よろしく願います。

記

第 1 改正の概要

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき、食品において「不検出」とされる農薬等の成分である物質として規定されているクマホスについての試験法を改正したこと。

第 2 適用期日

公布の日から適用されるものであること。ただし、公布の日から 6 月以内限り、なお従前の例によることができること。

第 3 運用上の注意

検体から試験に用いる試料を採取するに当たっては、別に規定する場合を除き、「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」（平成 17 年 1 月 24 日付け食安発 0124001 号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）の第 1 章総則の 4. 試料採取に従うこと。